

令和5年第4回

座間市農業委員会定例総会

日時・令和5年4月28日（金）

午後3時30分

場所・座間市役所 6F 全員協議会室

## 第4回座間市農業委員会定例総会議事録

令和5年4月28日、第4回座間市農業委員会定例総会を座間市役所全員協議会室へ招集した。

### 会議に出席した委員

- |          |          |
|----------|----------|
| 1 加藤 博之  | 7 大木 秀春  |
| 2 吉川 充   | 8 小野 たづ子 |
| 3 曾根 覚   | 9 井上 俊春  |
| 4 鈴木 寛幸  | 10 小泉 聡  |
| 5 小林 多賀雄 | 11 草薙 初夫 |
| 6 飯島 英勝  | 12 大矢 義孝 |

### 会議を欠席した委員

### 会議に遅刻した委員

### 会議を早退した委員

### 会議に出席した農地利用最適化推進委員

澤田 富美雄、若菜 成之

書記は次のとおり

- |   |       |         |
|---|-------|---------|
| 1 | 次 長   | 曾 根 和 士 |
| 2 | 庶務係長  | 河 野 誠   |
| 3 | 主 事 補 | 東 田 佑太郎 |

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名について
- 2 諸報告について
- 3 報告第7号 農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について
- 4 報告第8号 農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について
- 5 報告第9号 農地法第18条第6項の規定に基づく通知について
- 6 議案第21号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- 7 議案第22号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- 8 議案第23号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- 9 議案第24号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 10 議案第25号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 11 議案第26号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 12 議案第27号 令和6年度県農林業施策並びに予算に関する要望について

その他

午後 3 時 30 分開会

議 長

ただいまの出席委員は12人で、定足数に達しております。

これより令和5年第4回座間市農業委員会定例総会を開催いたします。

それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布されたとおり定めましたので、ご了承願います。

今日は、農地利用最適化推進委員の大木秀夫委員が欠席をしております。

日程第1、議事録署名委員の指名について。

座間市農業委員会会議規則第18条の規定により、5番小林多賀雄委員、12番大矢義孝委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2、諸報告について。事務局より報告を求めます。

事 務 局

それでは、日程第2の諸報告をさせていただきます。資料をご覧ください。

まずは、1の会務報告です。今回は、令和5年3月27日（月）から令和5年4月27日（木）までの概要でございます。

先月、3月27日（月）、この場所におきまして、令和5年第3回定例総会を開催いたしました。定例総会では、農地法第4条、2件、2筆の農地転用届出、農地法第5条、7件、10筆の市街化区域の農地転用届出について、専決処分の報告をさせていただきました。

続きまして、議案といたしましては、新規就農申請について、2件、農用地利用集積計画について、借人が3人、貸人が3人、計3筆、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、3件、7筆、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、1件、1筆、座間市農業委員会規程の一部改正について、座間市農業委員会職員倫理規程の一部改正についての以上9議案についてご審議、ご承認をいただきましたので、事後それぞれ所要の手続をさせていただきました。

続きまして、4月12日（水）に県央地区農業委員会連合会第1回事務局長会議が大和市役所で開催され、事務局長が出席をしております。

事務局長会議の終了後、引き続き、県央地区農業委員会職員事務研究会の第1回役員会・通常総会が開催され、局長と私と係長が出席をいたしました。

また、4月20日（木）には農振部会、農地部会を開催し、本日の議案に対し事前協議を行っております。

続きまして、2の諸証明ですが、この間の発行件数は合計9件でございます。内容

は資料記載のとおりで、座間市農業委員会規程第11条の規定により、処理をさせていただきます。

諸報告は以上でございます。

議長 　　ただいま、事務局より報告がございました。  
報告に対して、ご質疑ございませんか。よろしいですか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 　　本件報告ですので、ご了承願います。  
次に、日程第3、報告第7号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について及び日程第4、報告第8号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について事務局より報告を求めます。

事務局 　　日程第3、報告第7号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について。  
農地法第4条第1項第8号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和5年4月28日、座間市農業委員会事務局長、田川敦子。

続けまして、日程第4、報告第8号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和5年4月28日、座間市農業委員会事務局長、田川敦子。

次第最終ページの総括表をご覧ください。

法第3条許可届出については、記載のとおりでございます。

法第4条届出について、地目、田が3筆、地積、1,414㎡、畑が5筆、地積、1,048.8㎡。

法第5条届出について、地目、田が4筆、地積、2,377㎡、畑が4筆、地積、266.05㎡。

基盤強化法による合意解約も記載のとおりでございます。

合計につきまして、田が14筆、地積、7,312㎡、畑が11筆、地積、1,675.85㎡、総合計が、筆数、25筆、地積合計が8,987.85㎡でございます。

以上です。

議長 ただいま、まとめて報告がございました。  
報告に対して、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 本件報告ですので、ご了承願います。  
次に、日程第5、報告第9号、農地法第18条第6項の規定に基づく通知について事務局より報告を求めます。

事務局 日程第5、報告第9号、農地法第18条第6項の規定に基づく通知について。  
別紙記載の土地について、農地法第18条第6項の規定に基づき貸借の合意解約をしたので報告します。

令和5年4月28日、座間市農業委員会事務局長、田川敦子。

土地につきましては、資料3ページをご覧ください。

今回、解約された場所は、入谷西二丁目 [ ]、地目、畑、地積、498㎡のうち200㎡でございます。

借人につきましては、座間市緑ヶ丘二丁目 [ ]にお住まいの、 [ ]様で、  
貸人につきましては、座間市入谷西三丁目 [ ]にお住まいの、 [ ]様でございます。

以上です。

議長 本件報告ですので、ご了承願います。  
次に、日程第6、議案第21号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第6、議案第21号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について。  
別紙記載の農地の所有権移転許可申請は、農地法第3条第1項の規定により適切なものと認められるので議決を求めます。

令和5年4月28日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料の4ページをご覧ください。

まず譲渡人についてですが、座間市座間2丁目 [ ]にお住まいの、 [ ]さん。

譲受人につきましては、厚木市三田三丁目 [ ]にお住まいの、 [ ]さんで

す。

土地につきましては、番号1、座間字清水 [REDACTED]、地目、田、地積、440㎡。番号2、座間二丁目 [REDACTED]、地目、田、地積、125㎡。

案内図につきましては、資料5ページ及び6ページをご覧ください。

番号1は、座間第2市民農園の南東に位置する市街化調整区域の田、1筆。番号2は、座間市立西中学校、東側の市街化調整区域の田、1筆です。

譲受人の [REDACTED] さんですが、厚木市で造園業を営み、一昨年の4月、昨年の2月、9月にも市内の別の農地で、3条の許可を受けた方で、さらに規模拡大をする意向から今回の申請に至ったものです。

現在、田、4,599㎡、畑、3,912㎡、合計、8,511㎡を耕作しており、耕耘機、トラクター、田植機、コンバインなど一通りの農機具を所有し、農業経営をされております。

内容につきましては以上になります。よろしくご審議お願いいたします。

議長 ただいま、議案第21号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

飯島英勝部会長より協議概要の報告を求めます。

飯島農地部会長 20日の農地部会で現場を確認しております。昨年までタマネギを作っていたということと、それから、2月から3月にかけてここの地を耕耘しているという状態になっております。

特に、農地部会として、現地は、全員が問題ないという形で、オーケーとしております。

以上。

議長 議案第21号の地区担当委員は吉川充委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

吉川委員 先日、 [REDACTED] さんが所有している市内の別の農地を確認しましたら、露地野菜を中心にしっかりと耕作されていますし、問題ないと思います。

以上です。

議長 農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

小泉委員 ■■■さん、昨年もしか、用地を購入しているのですけれども、規模拡大は結構なのだけれども、何かいつも半端な100㎡だとか、200㎡だとか小さいところばかり購入されているのですけれども、なぜなのかというのが少し思ったところなののですけれども。

以上です。

事務局 確かに、一つ一つの面積が今回は小さかったりするのでございますけれども、例えば、今回の番号2の座間二丁目の筆などは、近隣の農地、隣とまではいかないのかもしれないのですけれども、近隣を昨年などに買われておりまして、その流れで今回、荒れてしまうよりは耕作していただいたほうがということで、3条の許可を申請していただいているものになります。

以上です。

議長 よろしいですか。

その他、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第21号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第21号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第7、議案第22号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第7、議案第22号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について。

別紙記載の農地の所有権移転許可申請は、農地法第3条第1項の規定により適切なものと認められるので議決を求めます。

令和5年4月28日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料7ページをご覧ください。

譲渡人についてですが、座間市新田宿■■■にお住まいの、■■■さんです。

譲受人は、厚木市三田三丁目■■■にお住まいの、■■■さんです。

土地につきましては、新田宿字向新田■■■■、地目、畑、地積、161㎡です。

案内図につきましては、資料8ページをご覧ください。

座架依橋、南側に位置する市街化調整区域の畑、1筆です。

譲受人の■■■さんですが、厚木市で造園業を営み、一昨年(2019)の4月、昨年(2020)の2月、9月にも市内の別の農地で、3条の許可を受けた方で、さらに規模拡大をする意向から今回の申請に至ったものです。

現在、田、4,599㎡、畑、3,912㎡、合計8,511㎡を耕作しており、耕耘機、トラクター、田植機、コンバインなど一通りの農機具を所有し、農業経営をされております。

内容につきましては以上となります。よろしくご審議お願いいたします。

議長 　　ただいま、議案第22号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

飯島英勝部会長より協議概要の報告を求めます。

飯島農地部会長 本件につきましては、現在、耕作はされていませんけれども、毎年、タマネギを作付しております。特に問題ないのではないかということです。

以上です。

議長 　　議案第22号の地区担当委員は大矢義孝委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

大矢委員 　　ただいま部会長が言われたとおりで問題ないと思います。

以上です。

議長 　　農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

先ほどの議案と同一人物なので、ご了解いただければ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 　　それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第22号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 　　挙手全員。よって、議案第22号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第8、議案第23号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局

日程第8、議案第23号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について。

別紙記載の農地の所有権移転許可申請は、農地法第3条第1項の規定により適切なものと認められるので議決を求めます。

令和5年4月28日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料9ページをご覧ください。

譲渡人、相模原市南区 [ ]、 [ ]。

譲受人は、愛甲郡愛川町三増 [ ]にお住まいの、 [ ]さんです。

土地につきましては、番号1、座間字清水 [ ]、地目、田、地積、520㎡。番号2、座間字清水 [ ]、地目、田、地積、344㎡。番号3、座間字清水 [ ]、地目、田、地積、482㎡。番号4、座間字清水 [ ]、地目、田、地積、381㎡。番号5、座間字清水 [ ]、地目、田、地積、1,299㎡です。

案内図につきましては、資料10ページをご覧ください。

中河原橋、西側に位置する市街化調整区域の田、5筆でございます。

譲受人の [ ]さんですが、愛川町で畑を営む方で、農作業の経験は30年です。申請書には、厚木市農業委員会が発行した耕作証明も添付されております。

畑、3,667㎡を耕作しており、さらに規模拡大をする意向から今回の申請に至ったものです。

農業機械は、トラクター、耕耘機を所有しております。

内容につきましては以上となります。よろしくご審議お願いいたします。

議長

ただいま、議案第23号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

飯島英勝部会長より協議概要の報告を求めます。

飯島農地部会長

本件も確認をしてみました。5件全部、田なのですが、田の条件で問題ないという判断をしております。

以上。

議長

議案第23号の地区担当委員は吉川充委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

吉川委員 譲受人の方とは面識はありませんが、私の所有する農地も近いですし、今後、しっかり様子をうかがってまいりたいと思います。現況では問題ないと思います。

以上です。

議長 農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

小泉委員 度々すみません。■■■さんは、愛川町の三増ですよね、三増からわざわざ厚木市を越えて座間市まで田を行いに来るといのは、行いに来るとも大変だと思うのですが、その辺の話は聞いていますか。

議長 事務局、どうですか。

事務局 実際に■■■さんと申請を出された際にお電話でお話をさせていただいたのですが、三増から15分から20分程度で今回の申請地に来られるということで。さらに、今回、現況は田なのですけれども、農地改良等により、土地を畑にするとのお話で、実際にまだ農地改良の事前相談等、申請書等の確認はしていないのですけれども、実際にはそういう形で。畑にして耕作されていくとのお話です。

以上です。

小泉委員 ということは、取りあえず二、三年は田の形で行って、3年後に畑にするということですか。

事務局 そうではなく、取りあえず今回は、3条で売買をするのですけれども、その売買成立後、農地改良を即座というか、耕作できる形にもっていった上で耕作を始めるとのことです。

議長 よろしいですか。取得後に農地改良ということで、ご了承ください。

その他、よろしいですか。

一つだけ教えてもらいたいのですが、譲渡人の■■■さん、これは三、四年前にこの農地を取得しているのですよね。ここで売買ですね。その理由だけ教えてもらいたいです。

事務局 ■■■さんに関しては、近隣を耕作されている方ならご存じかもしれないのですけれども、最初の1年、2年ほどは実際に耕作は、挑戦はしていらっしゃいました。ただ、直近は耕作がなく、実際に、私も口伝えといいますが、人伝えで聞いたものなので正確なものではないのかもしれないのですけれども、実際になかなか耕作

できる人が確保できていないという現状があるとのことで、今回、売買に至ったとのことです。

議長 それでは、質疑はよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第23号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第23号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第9、議案第24号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第9、議案第24号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

別紙記載の者を、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する農業相続人と認め、同法施行令第40条の7第2項の規定に基づき相続税の納税猶予に関する適格者証明を発行したいので議決を求めます。

令和5年4月28日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

本件の相続税の納税猶予に関する適格者証明発行は、相続または遺贈により農地を取得し、引き続き農業を営む場合、一定の要件を下に相続税の全部または一部の納税が猶予されるもので、相続人が納税猶予の特例を受けるための要件に該当しているか、審査をするものです。

資料11ページをお開きください。

相続人は、座間市栗原中央二丁目 [ ] にお住まいの、 [ ] さん。生年月日は、 [ ]。職業は、 [ ] です。

特例適用農地につきましては、番号1、立野台1丁目 [ ]、地目、畑、地積、829㎡。番号2、立野台1丁目 [ ]、地目、畑、地積、839㎡。番号3、立野台1丁目 [ ]、地目、畑、地積、72㎡。

案内図につきましては12ページをご覧ください。

座間市立立野台小学校、東側にある生産緑地の畑、3筆の合計、1,740㎡でござい

ます。

■さんでございますが、令和4年10月に■さんが亡くなられ、養子の■さんが当該農地を相続され、農業を継続するため納税猶予を受けたく申請があったものです。

営農計画書によりますと、サツマイモを作付する計画となっており、本人のほかに長男の妻によりまして、農業経営を行います。

また、所有する農機具等につきましては、耕耘機、トラクターとなります。

内容につきましては以上です。よろしくご審議お願いいたします。

議長 ただいま、議案第24号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

飯島英勝農地部会長より協議概要の報告を求めます。

飯島農地部会長 この場所を農地部会員で見えてまいりました。ネギ、ニンニク等がきれいに植わっております。

②については、耕作はしてありますけれども、作付はしていない状況なので、特に問題はないのではないかと判断します。

以上です。

議長 議案第24号の地区担当委員は曾根覚委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

曾根委員 現地を私も見てまいりました。別に問題ないと思います。

以上です。

議長 農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第24号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第24号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第10、議案第25号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局

日程10、議案第25号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和5年4月28日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料13ページをご覧ください。

申請人は、座間市新田宿■■■■、■■■■さんです。引き続き農業経営を行っている期間は、令和2年3月26日から令和5年4月28日。

特例適用農地は、新田宿字中屋敷■■■■、地目、田、地積、302㎡でございます。

■■■■さんにつきましては、相続税の納税猶予を受けられ、今回、8回目の申請でございます。

場所につきましては、資料、案内図の14ページをご覧ください。

新田宿グラウンド、東側、生産緑地の田、1筆でございます。

農業経営といたしましては、息子夫婦とその息子によりまして、水稻作や露地野菜を作付し、農地として良好に管理されております。

農機具は、耕耘機、トラクター、バインダー、農用自動車などを所有しており、全体の農地面積は、地目、田、地積、539㎡、畑、地積、2,100.15㎡、合計、2,639.15㎡です。

内容につきましては以上になります。ご審議よろしく願いいたします。

議長

ただいま、議案第25号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

飯島英勝農地部会長より協議概要の報告を求めます。

飯島農地部会長

ここについては、事務局で確認しており、耕作もされているとのことで問題ないと思えます。

以上です。

議長

議案第25号の地区担当委員は加藤博之委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

加藤委員 現況は水田であり、田植前のため現地はよく耕耘してあり、問題ないと思います。  
議長 農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑  
ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。  
議案第25号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告  
は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求  
めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第25号は原案のとおり承認することに決しました。  
次に、日程第11、議案第26号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について  
議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程11、議案第26号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。  
租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を  
引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和5年4月28日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料15ページをご覧ください。

申請人は、座間市小松原二丁目■■■■、■■■■さん。引き続き農業経営を行っ  
ている期間は、令和2年5月26日から令和5年4月28日。

特例適用農地につきましては、番号1、小松原2丁目■■■■、地目、畑、地積、  
2,264㎡。番号2、小松原2丁目■■■■、地目、畑、地積、2,647㎡。番号3、小松  
原2丁目■■■■、地目、畑、地積、1,090㎡。合計、3筆、地積、6,001㎡でござい  
ます。

■■■■さんにつきましては、相続税の納税猶予を受けられ、今回、4回目の申請でござ  
います。

場所につきましては、資料16ページをご覧ください。

小松原保育園の南側、自宅に新設した市街化区域の生産緑地の畑、3筆になります。

■■■■さんは、造園業を営む傍ら農業にも従事し、露地野菜を栽培している方でござ  
います。

農機具については、耕耘機、トラクター、ユンボ等を所有し、良好に農地を管理されております。

内容につきましては以上になります。ご審議よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、議案第26号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

飯島英勝農地部会長より協議概要の報告を求めます。

飯島農地部会長 本件は、びっくりするほどきれいで、驚きました。植木が植わっており、それから、植木の苗木等々がケースに入って栽培されているのですけれども、非常にきれいで、どこを見ても草もないという非常に参考になる植木林、造園でした。

以上です。

議長 　　議案第26号の地区担当委員は大木秀春委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

大木委員 　　植木畑としてきれいに管理をされていて、何ら問題ないと思います。

以上です。

議長 　　農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 　　それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第26号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長 　　挙手全員。よって、議案第26号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第12、議案27号、令和6年度県農林業施策並びに予算に関する要望について議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 　　日程第12、議案第27号、令和6年度県農林業施策並びに予算に関する要望について。農林水産大臣及び神奈川県知事に対し、令和6年度県農林業施策並びに予算に関する要望を別紙のとおり提出したいので、審議願いたく提案します。

令和5年4月28日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

説明の前に、配布させていただいた資料の訂正を1点させていただきます。

要望書の3ページをお願いいたします。

3ページの一番最後の行の「継続（一部修正）」となっておりますが、正しくは「継続」となります。括弧の部分の削除をお願いいたします。

それでは、別紙の、令和6年度県農林業施策並びに予算に関する要望についての内容として、内容を読み上げさせていただきます。

要望の1ページをご覧ください。

番号1、基本農政の確立・推進について。

項目（1）都市農業の推進。

意見・要望事項。①都市農業の振興を図るための「都市農業振興基本法」の制定に伴い、「かながわ農業活性化指針」が策定されたことから都市農業の実情を踏まえた施策を講じられたい。

理由。市街化区域の農地は、固定資産税の負担や農業施策が限定的である。指針をもとに都市農業の振興策を示す必要がある。

備考、継続です。

（2）地産地消と食農教育の推進。

①家庭や教育現場において食育の推進を図り、農作物の生産過程が体験できる実習の取組みへの強化・充実に支援すること。

食育や食農教育を通じて食べ物や農業の大切さを理解してもらい、食糧自給率の向上を図ることが重要である。

継続。

②学校給食への地場産農畜産物の、より一層の利用を図るためには、農業者・農業団体と学校教育関係をはじめとした行政機関との連携は重要であり、食育を取り入れた農畜産物の供給システムの構築を検討すること。

学校給食への地場産農産物の一層の利用について検討を行う場の設置を図り、農畜産物供給システムを作ることは生産者、消費者にとって重要である。

継続。

（3）食の安全と安心の確保。

①食の安全の確保が強く求められている今日、残留農薬や食品添加物、遺伝子組み

換え食品など、あらゆる食品の安全・安心な確保について対策を講じるとともに、国に安全確保のための施策充実を要望すること。

消費者の不安を払拭するため、さまざまな検査体制の強化をはじめ適正な表示方法の確立など、食品の安全確保を進める必要がある。

継続。

農地の保全と有効利用対策について。

(1) 優良農地の確保・保全。

①農地中間管理機構事業については、都市農業に適合した具体的なモデル実践事例を示すなど、中間管理機構主導のもと、地域の農業委員会の意見等を聴取しながら、現場の実態に合わせた推進方策を確立すること。

本市では、農地の面的な集約に限りがあるため、地域の農業に見合った農地中間管理事業の活用策を構築する必要がある。

継続。

(2) 残土及び事業系ゴミ等の不法投棄、違反転用等の防止。

①残土等の不法投棄や違反転用に対する罰則の強化を国に働きかけること。また、悪質な違反転用事案に対しては、初動対応が最も重要であることから、農業委員会、市、県、警察が協同して現地指導の実施、あるいは工事停止命令が出せるような体制や仕組みを構築すること。

罰則の強化により未然に防ぐことが重要である。また、違反転用等の事案の是正については、初動における工事停止命令の発動や警察官立会いによる現地指導等厳格な対応が必要である。

継続。

3、担い手・経営対策について。

(1) 多様な担い手の育成・確保。

①認定農業者など、意欲的な農業者に一層の支援を図るため、担い手育成支援施策の強化と認定農業者等の組織化や農作業受委託組織の育成を図ること。

認定農業者をはじめとした「人・農地プラン」へ位置づけられた農業者への支援の強化と農作業受委託組織の育成により担い手を確保する必要がある。

継続。

②高齢者や女性農業者、小規模農家、兼業農家等多様な担い手の取組みに対し、省

力技術や機械の導入、基盤整備のより一層の推進を図り、支援を強化すること。

農業を続けるためには、機械化、省力化が求められることから、そのための支援が必要である。

継続。

(2) 経営改善支援施策の強化。

①農産物直売所の設置は地産地消が一層推進するとともに消費者にとっても魅力のある場所となっている。大型直売所のみならず小規模直売所への補助制度を新設するとともに運営・管理について支援を行うこと。

少量・多品目の農産物の販売ができる直売所の設置は小規模農家等の生産意欲を増幅させ、農地が有効に活用されることとなる。

継続。

②農家の6次産業化を進めるため、小規模農家でも容易に取り組めるよう、地域の実情に合った仕組みづくり、体制づくりの支援等を行うこと。

農業所得低迷は、農業者の耕作意欲の低下に直結する。その打開策として6次産業化は有効な手段であり、小規模農家でも取り組めるよう財政面を含む環境づくりを整える必要がある。

継続。

4、農業委員会活動対策について。

(1) 農業委員会の適正な事務実施のための支援の強化。

①新たな農地政策のもとでの農業委員会の役割に応じた予算が適切に配分されるよう、農業委員会交付金の確保・拡大について国に働きかけること。

農業委員会法の改正等により、農業委員会に期待される役割は増大している。

農業委員会の活動を発揮するためには、財政の維持・確保は重要である。

継続。

②法定化された農業委員会サポートシステムの整備・運用について、円滑かつ十分な対応がなされるよう配慮すること。

農地法改正等により、農地情報を公表するため、農業委員会サポートシステムを導入したが、整備・運用にあたってはシステム改修等の支援が必要である。

継続。

5、鳥獣害対策について。

(1) 鳥獣被害対策。

①県では、アライグマの防除実施計画が策定されているが、カラス、ヒヨドリ、ハクビシン、たぬき等の鳥獣の防除についても財政的な支援と捕獲した鳥獣の処分に対する支援の強化を講じること。

鳥獣による農作物被害は農業者の営農意欲を喪失させるため、鳥獣被害対策の更なる強化が必要である。

継続。

内容につきましては以上になります。ご審議よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、議案第27号、令和6年度県農林業施策並びに予算に関する要望について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農振部会において協議・検討されております。

小野たづ子農振副部長より協議概要の報告をお願いします。

小野農振副部長　それでは、農振部会として種々協議いたしましたことに関しまして、報告をいたします。

農振部会として、令和6年度県農林業施策並びに予算に関する要望書、これです。今、皆様のお手元に配布されたものを農振部会として種々取りまとめをいたしまして、本日、このように皆様のお手元にあるもので県に提出をさせていただくことといたしたいと思います。

また、農振部会としてですが、毎年行われていますこの予算・施策に対する要望について、県の農林業施策並びに予算に関する要望については、内容が本市と直接関わるといふことについては隔たりが種々あるのではないかという意見が出されまして、毎年度ごとに行われている県への要望のほかに、農振部会として機会を設け、今後の座間市の農業の在り方、施策、要望を検討してはどうかということになりました。

これを今期の農振部会の提案としておきたいと思います。具体的には、他市の愛川町などは、準農家制度を設けたり、担い手への道を開いて、研修制度なども行っております。他市の動向なども踏まえて、そして今度、座間市の種々、後継者問題や農業に関わる問題についても審議していく必要があるのではないかという意見もございました。

そこで、次年度の農振部会に生かしていただくためにも、また、こういった要望書とは別に、皆さんの要望を取りまとめる意味で、農振部会として機会を設けて種々検

討してはどうかということをお願いをいたしたいと思います。

以上です。

議長 それでは、農振副部会長の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

鈴木委員 少しお尋ねしたいのですけれども、要はこの要望書というのは、これは座間市農業委員会となっておりますけれども、県下の市町村の内容というのはどのような具合なのでしょうか。ほかの市町村との。ほかの市町村もこの時期に、ほぼ内容的に同じようなものを出されているのかどうか、あるいは、そういうものは内容的に統一して県に出すようにしているのかどうか、その辺を説明してください。

議長 この要望書については、各行政でまず基本を作ってください。そして、各行政とも例年出しておりますこの要望書に類似したような形で要望書が上がってまいります。これを県の農業会議のほうで取りまとめをいたしまして、その後、県、それから国へと要望をしていくという形です。

基本的には、内容は各市町村、大きく変わりません。一部、鳥獣害等では、山里地域がもう少し強く行ってくださいというご意見がございますけれども、おおむね、今、素案で出ています、継続、継続となっておりますけれども、これが基本となって、毎年、進んでいるというのが現状でございます。

先ほど小野副部長からお話ございましたけれども、正直に言って、座間市と県とはどうしても接点がない部分もございます。それは、座間市として今後、農振部会の中で、新しい委員の中で検討していただければよろしいのかと思っております。従前もそういう方向性で行おうと思いましたが、なかなかタイミングが取れなく、従前の流れで本日まで来たということをご容赦をいただきたいと思います。流れとしてはそういうところです。

鈴木委員、よろしいですか。

そのほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第27号、令和6年度県農林業施策並びに予算に関する要望について、本案、副部長報告は「承認」であります。副部長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第27号は原案のとおり承認することに決しました。  
以上で、議案審議は全て終了いたしました。  
委員の皆様、推進委員の皆様、ここまでで何かございましたらご意見をいただきたいと思ひます。

若菜推進委員 これから先の、ここの議案第23号の例で言へば、これは、中河原の人は大変だと思ひます。泥を盛ってしまったはいいけれども、その水路に泥が入ってしまったたり、あと、水田地区ですから、みんな、水路の堀ざらいなども行ふわけだ。でも、連絡先も何も分からない。

本人と何も会っていない、誰が作っているのかも分からないのです。きれいに作ってありますと言つても、本当にその人が作っているのか、又貸ししてしまっているのか、ただ単に土地が欲しくて買ひあさっているのか、よく分からないですけれども、そういうふうにしなないといけないのではないかと思ひます。

事務局 今回の■■■■さんに関しては、ご本人から申請のご提出をされておひまして、事務局では一応、ご対面はさせておひだいておひます。

実際に判断していただくのは農業委員会の方々ですので、実際に農業委員会の方々におひ接みたいな形でお会ひしていただく必要性はもちろん感じておひますので、今後少し検討していききたいとは考へておひます。

また、実際に土を盛るとおひ話なのですけれども、もちろん、水路の中に泥が入ってしまうなどという問題はもちろん考へられますので、実際に農地改良と、その土を入れる際の工事の申請の際に、その辺は強く指導は事務局からも行つていきまして、実際に土が水路に流れ出たりしないように改良を進めていただくように指導はしていく予定でござひます。

以上です。

議長 今、若菜推進委員が言われることもよく分かるのです。この■■■■ですか、これについては、前も泥を搬入したという経過もござひました。

それで私も少し気にしておひたので、先ほど少し質問したのですけれども、■■■■さんという方は、正直言つて私はまだ分からないのです。この方が三増の農家の方で、野菜農家で一生懸命やっておられるということであれば、これはこれでしょうがないのかと、規模拡大でいいのかなと。

それとあと、農地改良については、また農地部会等に申請があるかと思われます。その折にもやはり、現地確認。

それから、以前、この農業委員会の中で土盛りに関する内規をつくったと思います。これに基づいた指導をしていくしかないのかと思います。それに違反したり、やはり、先ほど言ったように水路に泥等が流出した場合は、地元の農業委員を含めて指導をいただくという形になっていくのかと思います。

我々もそういう案件を今まで見てきておりますので、こちらのほうでも推進委員の中で土盛りの内規をつくりましたので、それに基づいて管理していくと。当面、そのやり方しかないのかと思います。

そして、やはり、農業資格を持ってられる以上は、規模拡大が来て、駄目だということではできませんので、あとは農業委員、それから地域で見ていくしかないのかという気がしますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

小泉委員

議案第24号なのですけれども、          さんの関係です。これは面積を見ると1反7畝ばかりあります。立野台ですから、かなり住宅地です。サツマイモを作るのはいいのだけれども、サツマイモを作る期間というのはすごく短いと思うのです。4か月、5か月。その後の草退治なのですけれども、草退治が大変だと思うのです。その辺りのアドバイスまでしてあげたほうがいいのではないかと思いますのですが。

多分、長い間には、農業委員でオーケーを出しました。でも、今、草だらけですという場所が何か所かあると思うのです。5畝とか1反ではないですから、1反7畝ですから、そこまで口を挟むことがないと言われればそれまでですけれども、まして住宅地で、この草がかなりはびこってしまったら周りからの苦情というの、四ツ谷地区の川原畑ではないわけですから、地価が高いところですから、だから、その辺りの指導までしてあげてもいいのではないかと思います。まして、女性2人ですよね。普通に考えて、女性2人で1反7畝などできるわけがないと思うのですけれども。

議長

曾根地元農業委員、どうですか。

曾根委員

私が思うには、取りあえず本人がやる気で申請をしているのです。今はないのですけれども、いその保育園の裏に温室を建てて行っていたという事実もあるのです。そのような関係上、取りあえず、許可をして様子を見るしかないのではないですか。いかがでしょうか。

小泉委員　　ある程度の指導をしてやらないと、本当に家庭菜園を行っている人が100坪の土地を耕すというのも、これもまた大変なことで、自分などでも1反7畝が一まとめになってしまうと、もうのまれてしまうのです。だから、これに関してどうこう言っているのではなくて、受付に来たときにある程度、指導をしてやるやり方もあるのではないかなということです。耕作放棄地ではないけれども、自分の土地だから、お父さんが所有している先祖代々の土地だから、荒らさないとは思うのですけれども、男性でも大変だと思います。

議　　長　　よろしいですか。

確かに、言われるとおり、そういう部分は一部あるのかもしれませんが。ただ、いわゆる、あとは地域の中で見守って行って、それでこの畑のすぐ下が本人の住居になっていますので、山の下が。だから、行き来は相当、ちょこちょこ行き来できるのかなという気はします。その辺は私たちも地元にありますので、見守って、また何かあれば指導はしていきたいと思います。

今言われた、あとは事務局のほうでという話は、今後また検討させていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

いかがでしょうか。よろしいですか。

鈴木委員　　この売買の関係の市外の人が出てきた場合に、地元の農業委員のほうへ説明に行かせるような対応は、今は取っていないのでしょうか。

事務局　　申請に来られた方が、買う土地の地元の農業委員のところに、どういうことを行いかという説明に行くということですか。現状は、そういうことはしていただけてはいないです。

鈴木委員　　隣の海老名市などは、こういう場合には、地元の農業委員のところへよく説明に行っておいてくださいということと言われることがあるらしいのです。

確かに、この市外の人で、これほど遠くのところからわざわざ来てどうするのと。それから、小さい面積をこんなにあちこち散らばって買い求めてどうするのと。余計な勘ぐりをするわけではないのですけれども、農業をやるには、やはり効率ということも必要だと思うのです。

だから、それは別としても、地元の農業委員へ説明しないと、意見を求められても、なかなか難しい話だと思うのですけれども。それは、来たときに事務局がよく話を聞けばいいといえ、そういうことであれば、地元農業委員の意見を求めないようにし

たらどうでしょうかと思うのですけれども。やはり、ある程度、責任を持ってないと難しいかと思うのですけれども。

事務局 実際にも海老名市のそういう取組というのは存じ上げていなかったもので、海老名市にも確認を取りながら随時検討をして、実際に、本当に市外の方で買われる方が増えていますので、検討して、実行に移せないかどうか対策を講じていきたいと考えています。

議長 昔、今の土地の売買等については、我々農業委員も昔はやりましたけれども、その方が直接、農業委員のところに来られて、印鑑を押して、いいですよという承認をして農業委員会に提出するという流れを取っておりました。現在はそれをやっていないような形で、直接という、こういう形になってしまっていますけれども、仮にそういうことが必要であれば、地区外については、そういう方法を取るなどというのは、農地部会、農振部会等で検討していただければ、その辺の事務的な対応は行っていけるのかと思いますので、また必要であることは、ぜひ部会の中でも十分、こういう総会でもいいのですけれども、まず部会で取りまとめていただければ、総会の流れ場スムーズかと思いますので。その辺はまた今後、事務局を含めて検討していきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

そのほかよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 事務局からは何かございますか。

その他

・ 荒廢の農地リストについて

議長 この件につきましては、これから荒廢地でひどいところについては、また現況に戻していただく文書を出します。その折にこの写真も、以前は写真をつけないで文書だけでしたけれども、写真もつけた中で送付ができればいいかと思っておりますので、その辺はまた今後、段取りをしていきたいと思っております。

その他はございませんか。

小泉委員 このリストの中で所有者不明とあるのだけれども、これは不明のままではまずいですよね。住所不明とか。



以上の顛末をここに記載し、相違ないことを証するために署名します。

議 長 \_\_\_\_\_

5 番 \_\_\_\_\_

12 番 \_\_\_\_\_